

情報ファイル

Information

国保・年金

国民健康保険税を納めないというふうになるの

国保は、いつ病气やけがをしても安心して医療を受けられるように、加入者全員でお金(国保税)を出し合って、必要な医療費を負担しているという助け合いの制度です。

災害など特別な理由もなく国保税を納めない方には、納めている方との公平性を維持するため、「短期保険証」や「資格証明書」を交付するなどの滞納措置がとられることになります。

また、督促を受けたり、延滞金が増えたりするだけではなく、滞納処分(財産の差し押さえなど)の対象になることがあります。

「短期保険証」とは

国保税を滞納している世帯に交付される、有効期限の短い保険証です。国保の給付を受けることはできませんが、更新のたびに納税相談を行っていただき、国保税の納付をお願いします。

「資格証明書」とは

国保税の滞納が1年続いた場合に、保険証を返還していただき、その代わりに交付する証明書です。「資格証明書」は国民健康保険に加入しているということを確認するだけであり、保険証のように1〜3割の負担で医療が受けられることができません。かかった医療費の全額をいったん自己負担しなければなりません。後日、申請により医療費の7〜9割が払い戻されます。

さらに滞納が続くと

「資格証明書」を交付されている世帯が、納期限から1年6か月経過しても滞納を続けている場合は、国保の現金給付(療養費、高額療養費、出産育児一時金、葬祭費など)の一部または全部が差し止められます。なお滞納が続く場合は、差し止められている現金給付の全部または一部が、滞納している国保税に充てられることになります。納付が困難なときは相談してください

災害などやむを得ない事情に

より国保税の納付が困難な場合は、申請により国保税の減免が認められることがあります。

また、分割納付などでもできる場合がありますので、滞納のまま放置をせず、早めにご相談ください。

問合せ先
国市民窓口グループ

衣浦衛生組合 財政状況の公表

衣浦衛生組合では、年2回財政状況を公表します。これは高浜市・碧南市からの分担金、国・県からの補助金などです。

ど、大切なお金がどのように使われているかを知っていただくため実施するものです。内容は、3月31日現在の同年度下半期の執行状況をはじめ、組合財産の現況、組合債の残高などです。

平成20年度一般会計歳入歳出予算執行状況

予算現額は、3月補正分まで、収入、支出済額は、平成21年3月31日現在で出納調書による。

歳 入				歳 出					
科目(款)	予算現額(A)(千円)	構成比(%)	収入済額(B)(千円)	執行率(B/A×100)(%)	科目(款)	予算現額(A)(千円)	構成比(%)	支出済額(B)(千円)	執行率(B/A×100)(%)
1 分担金および負担金	2,021,770	88.2	1,745,506	86.3	1 議会費	907	0.1	871	96.0
2 使用料および手数料	163,677	7.1	154,292	94.3	2 総務費	95,628	4.1	62,046	64.9
3 繰越金	81,530	3.6	81,530	100.0	3 衛生費	1,566,694	68.4	1,200,682	76.6
4 諸収入	24,358	1.1	31,704	130.2	4 公債費	625,106	27.3	625,105	100.0
					5 予備費	3,000	0.1	0	0.0
合 計	2,291,335	100.0	2,013,032	87.9	合 計	2,291,335	100.0	1,888,704	82.4

組合債の状況 (3月31日現在)

区 分	現在高(千円)
1 ごみ処理施設建設	386,505
2 リサイクルプラザ施設建設	55,489
3 余熱利用施設建設	119,165
合 計	561,159

組合財産の状況 (3月31日現在)

- 土地 49,695.740㎡
- 建物(延面積) 21,291.623㎡
- 物品 15点

問合せ先 衣浦衛生組合 ☎41-3479